

夢窓疎石の天龍寺供養と公武政権

原田正俊

はじめに

夢窓疎石（一二七五～一三五二）は、鎌倉時代末から南北朝時代に活躍した臨済禅の僧で天龍寺開山として有名であり、これまで仏教史のなかでも必ず取り上げられる人物である。夢窓が活動した時代は鎌倉幕府の最末期、建武の新政、室町幕府の成立と政治的にもきわめて大きな変動期であり、このなかで公武の尊崇を集め様々な仏教政策にも影響を与えたことでも夢窓は有名である。この一連の動きについては、古くは辻善之助^①氏の詳細な研究があり、史料的にも基本的なもの紹介されている。幕府の草創期、足利尊氏・直義政権のもとでの全国規模での安国寺・利生塔造営についても夢窓は関与し、安国寺・利生塔政策については今枝愛真^②氏の研究がある。

夢窓の伝記研究としては、玉村竹二^③氏の研究が基本となっており、夢窓の生涯、夢窓の弟子たちによる夢窓派の形成と展開につ

いて詳しい。玉村氏の研究は、単に伝記を追うだけではなく、性格・家風（宗教的特色）、帰依者・外護者、門派（夢窓派）の成立、他派との関係と夢窓の幅広い活動とその影響力の大きさを論述している。

夢窓は、『夢中間答集』を著したことも有名で、足利直義の質問に答える形で禅宗の教え修行の在り方、天台宗・真言宗・浄土宗との差異などを仮名法語の形で述べている。この書は跋文から康永元年（一三四二）に版木が完成して刷り始められ、同三年に重ねて竺仙梵僊の跋文が付けられて刊行された。川瀬一馬^④氏の研究にあるようにこの時代に自著が生前に刊行されることはほとんどないことであり、仮名交じりの印行とすることもまれなことであった。現存本の調査から版木の摩滅度が著しく、室町時代に補刻を施していることから、この書の需要が高く刊行を重ねたという。『夢中間答集』が大高重成の支援によって刊行されたことから、広く社会にも広がり、本書末尾にあるように女性にも読める

書物として広く流布したのである。

夢窓の禅思想についての研究は、荻須純道氏⁵、柳田聖山氏⁶のものである。天龍寺創建とからめての思想研究としては玉懸博之氏⁷、文学の方面から西山美香氏⁸の研究がある。夢窓の活動と思想・和歌についてモリー・ヴァラー氏⁹の研究があり多数の和歌が英訳されている。夢窓の思想的な背景を追求したものとしては、柳幹康氏¹⁰の論文があり、『宗鏡録』の影響を指摘しており近年の注目すべき成果である。この他、作庭に関わるものや夢窓と真言宗・浄土宗との論争に関するものはここでは省略する。

こうした研究状況をふまえて本稿では、夢窓を開山とする天龍寺創建期の公家・武家・権門寺社の関与を論じながらこの時代の禅宗の歴史的な位置づけを論じていきたい。天龍寺開創の経緯と供養に際しての光厳上皇の臨幸に反対する延暦寺からの嗾訴については、先述の辻善之助氏¹¹の研究に詳しいが、武家と公家の交渉と天龍寺における法会の内容に注目しながらこの一連の動向を再考していきたい。かつて拙稿¹²でもこの時の康永の山門嗾訴における山門側の訴状から当時の禅宗の内実と顕密諸宗が敵視する理由を分析したことがあるが、本稿ではもう少し的を絞って天龍寺供養前後を中心に論じていきたい。

この時期は足利尊氏・直義による初期足利政権の宗教的な政策をみる上でも重要な時期だからである。同時に禅宗が公家社会に如何にして受け入れられ、国家的に位置づけられるかをみる上で

も大事な事件である。

天龍寺創建に関わった夢窓は、五山禅宗の確立と社会的な地位向上に大いに寄与したといえるが、決して順調な展開ではなかった。夢窓がどのような形で天龍寺造営を進め、五山禅宗寺院の体制を形成し、さらに中世後期仏教全体の在り方に影響を及ぼしていくのかを検討していきたい。十四世紀半ば、五山禅宗は国制史的にも地位を向上させ、顕密諸宗と並ぶ地位を獲得していく¹³。これについては、様々な軋轢をほらみながら進展していくのであり、中世後期仏教体制の形成を考える上でも重要である。

草創期の天龍寺・天龍寺供養については、先述の辻善之助氏以来、注目はされており、いくつかの研究はある。天龍寺の創建について、単純に東大寺と同様の位置づけがあったとか、禅宗は国家仏教になったとか評価する説¹⁴もあるが、実際は公・武・禅宗の交渉、顕密諸宗との熾烈な駆け引きのなか法会が営まれるのであり、やはりこの時代の仏教史の問題として慎重に評価する必要がある。

この時期の幕府政治と天龍寺造営の意義については、早島大祐氏¹⁵の研究があり、天龍寺供養をめぐる公家の動向については、田中奈保氏¹⁶の研究がある。また、山門嗾訴と公家側の対応について分析したものとして橋本芳和氏¹⁷の研究があり、光厳上皇と異母弟の天台座主承胤法親王との関係を重視して事態の收拾に向かったと評価し、天龍寺創建にあたっては光厳上皇は受け身の立場であ

ったとしている。天龍寺供養とその後の天龍寺の社会的な位置づけについては、山家浩樹氏の研究があり、短い論考ながら供養にいたる公武の妥協を指摘している。¹⁸⁾

このように天龍寺創建過程の分析は、この時代の寺社勢力の影響力の大きさの検討にもつながるし、幕府草創期の公家社会との連携の実態、北朝廷臣の内情などもみることができるといえる。この時期、禪宗の位置づけがまだまだ確固としたものでなかったことも事実であるし、如何にしてこれを克服していくかの過程を説明することは重要である。これによって夢窓の活動の歴史的意義を明らかにすることができるのである。また、草創期の天龍寺伽藍や法会の影響力についてもみていきたい。

一、天龍寺創建の過程

天龍寺創建について考えるためには、まず開山となる夢窓の経歴について見ておきたい。

基本となる史料は、弟子の春屋妙葩が文和二年（一三五三）に編纂した『天龍寺開山夢窓正覚心宗普濟国師年譜』¹⁹⁾があるが、これをもとに先に述べた研究史も参照しながら概観しておく。

夢窓は、建治元年（一二七五）伊勢国に生まれ、弘安元年（一二七八）一族で甲斐国に移住、平塩山寺空阿のもとで学び、正応五年（一二九二）東大寺で受戒、永仁元年（一二九三）禪宗に関心を持ち、同二年、京都建仁寺で無隠円範に参じた。同三年、鎌

倉東勝寺、建長寺で修行、同四年には円覚寺・建長寺で入寺上堂の禅客を務めた。京都遊学を経て、正安元年（一二九九）来日した渡来僧一山一寧に参じている。同二年、下野国那須雲巖寺へ行き高峰頭日のもとに参じようとしたが、不在につき同寺に滞在、同三年、鎌倉に戻り一山のもとで参禅し、建長寺さらに円覚寺で過ごした。嘉元元年（一三〇三）一山の印可を得ようとしたがかなわす、鎌倉にいた高峰のもとに移った。その後、陸奥国白鳥、常陸国白庭で庵居、鎌倉浄智寺にいた高峰の下にもどり悟りの境地を示し印可された。これにより無学祖元―高峰頭日の法を嗣ぐことになる。甲斐国浄居寺と鎌倉を行き来し、延慶二年（一三〇九）に那須雲巖寺で書記を務めるが寺僧にねたまれ甲斐に帰った。正和二年（一三一一）美濃国長瀬山（のちの虎溪山永保寺）に移っている。

この後、京都北山、土佐に庵居したが、北条貞時夫人覚海円成の請いにより鎌倉に戻った。しかし大寺に住することを避けて三浦泊船庵に隠れ、その後、上総国退耕庵に移った。

正中二年（一三二五）後醍醐天皇が北条高時を通じて夢窓を京都に招き南禅寺住持となった。嘉暦元年（一三二六）南禅寺住持を退き、伊勢、那智を経て鎌倉に戻った。同二年には、北条高時の請を受け浄智寺の住持となったがすぐに退任して瑞泉寺を建て移居した。元徳元年（一三二九）には、円覚寺住持となり、これも翌年退いた。同二年（一三三〇）には、甲斐恵林寺に住した。

元弘元年（一一三二）には、鎌倉瑞泉寺にもどり、北条高時から建長寺住持に招かれるが辞退している。元弘三年五月、鎌倉幕府が滅亡し、建武の新政となる。六月には政権を掌握した後醍醐天皇が足利尊氏に命じて夢窓を京都南禅寺に招聘した。八月には嵯峨臨川寺の住持となっている。これ以後、臨川寺が夢窓の拠点となる。建武元年（一一三三）、南禅寺に再住、同二年には「夢窓国師」の国師号を受けている。同三年建武の新政が破綻して後醍醐は延暦寺に逃れ、夢窓は南禅寺を退き臨川寺に移った。足利尊氏は夢窓を幕府に招き受衣して師弟の礼を執っている。

このように、夢窓は隠遁の志向があり各地に居所を移すが、鎌倉の北条氏の帰依を受けると共に、後醍醐天皇にも見出され南禅寺の住持となっている。大寺に招かれても必ず辞退の意向を示し、住持となってもすぐさま退任することを繰り返している。また、めまぐるしく変わる政権担当者のもとで、帰依を受け続けているのは注目される。こうした実績をめぐっては、夢窓が北条氏を嫌って後醍醐・足利尊氏と巧にむすび処世術にたけていたと評価するむきもあるが、後述するように説法談義に優れ、禅僧、宗教者としての能力の高さを買われての処遇とみなした方が事実に近いといえる。

しかも夢窓は、後醍醐政権、足利尊氏・直義のもとでは、様々な宗教政策に関与したことも事実である。この一連の宗教政策は室町時代の禅林、中世後期仏教の体制に大きな影響力を与えた。

この一つが天龍寺建立と供養である。有名な事件であるがあらためて公武、寺社勢力を巻き込んだ一連の流れを再検討していきたい。暦応二年（一一三三）八月十六日、後醍醐天皇は吉野で没した。このあとすぐに一寺建立の計画が出てくる。天龍寺創建の経緯については、「天龍寺造営記録」²²が詳しいが、この史料は嵯峨鹿王院に所蔵され春屋妙葩の筆とされている。他の史料にはみえない情報も多く、先掲の辻善之助・玉村竹二氏の研究でも引用されているが、公武の政治関係が複雑ななか、また顕密諸宗が圧倒的な力を持つ時代に如何にして禅宗が台頭していったかを考えるためにも重要なのであらためてみていきたい。

「天龍寺造営記録」（以下、本史料をもとに述べていく）には冒頭、「暦応資聖禪寺造営記」と記され、後醍醐天皇は暦応二年（一一三三）八月十六日死去、足利尊氏と直義は、「哀傷恐怖甚深也」とあり、七七日の供養が慇懃に執り行われた。この際も「且為二報恩謝徳一、且為二怨靈納受一也」とあるように尊氏と直義の感情は複雑であり、彼らを取り立ててくれた後醍醐への感謝と、後醍醐を吉野に追いやり、後醍醐が怨霊化したことを恐れていることがわかる。尊氏・直義は新寺建立を発願して高師直以下を奉行に定め事業を進める。初期幕府としての力の入れようがわかる。

場所は、亀山殿に定められ、大覚寺統の御所であり後醍醐も管領していたことからこの地が選ばれた。この時期、殿舎の荒廃がすすんでいたという。寺院の建立は、武家の執奏により勅許され、

光厳上皇・光明天皇の同意を得た。後醍醐の怨霊への恐れは共通の念であったといえよう。

相談にあずかった夢窓は、勅願とするために聖道家（顕密）にするか、律家（律宗）にするかとのことで、禅宗は臨川寺があるので重ねて嵯峨の地に禅寺は不要との意見であった。しかし、公武共に禅寺とすることが決定され、夢窓に管領させることになり勅裁、院宣が出され、尊氏に造営が命ぜられた。夢窓も後醍醐に見出されて南禅寺住持となった経緯もあり尊氏・直義と立場は近かったし、後醍醐への思いもあった。

この一連の動きには、公家方から早くも批判が出てきて、右大臣堀川具親は反対意見を武家に提出している。内容は龜山殿は代々の皇居で無双の場所であることと、近年の兵乱による人民の困窮である。意見書は朝廷にも回されたが、建立の計画は進められた。暦応二年十一月十日には、龜山殿院町を寺家に渡すことが命じられ十五日に受け取るようにとのことであった。寺家とは、夢窓をはじめとした臨川寺などの禅僧集団のこととみられる。十五日に山林敷地が渡され造営が始まるが、

此上既欲_レ被_レ向_二営作_一之処、或就_二内外_一、或属_二真俗_一、魔障事繁、剩被_二果遂_一者可_レ成_二交害_一之由、於_二武州亭_一落書云々、称_二無益_一之由、国師亦嫌退、仍等持院主_{印元和尚}、為_二大勸進_一相_二談妙_一了都寺・奉行人等_一、直可_レ有_二其沙汰_一之由治定了、とあり、様々な妨害や批判があったことがわかる。夢窓は嫌気が

さして新寺建立を主導することを止め、三条坊門の等持院（後の等持寺）住持古先印元や夢窓の弟子の妙了都寺が中心に事業を進めた。古先は、夢窓とは古くから交流があり、入元経験もあり幻住派に属して夢窓の弟子とはなっていないが、気脈を通じる人物であった。しかも足利家の家利ともいべき等持寺の開山でもありこうした人々によって支援体制が作られた。

暦応三年四月二十一日、木作始に院司高階邦雅が臨席した。三門の位置が定められ、僧堂・庫裏・法堂・三門の木作始の儀式が行われた。貞応元年（一一二二）の長講堂木作の例にならったという。暦応四年四月二十一日、備後国三谷西条地頭職が造営料所とされた。

四月二十七日には、多宝院で仏事が行われ後醍醐の位牌が安置されて臨川寺の僧衆が諷経した。多宝院は、廟所として位置づけられ、禅院風に昭堂として修復されて救世観音が安置されその奥に卵塔が構えられた。尊霊位牌三基とあることから、龜山・後宇多・後醍醐の位牌と考えられる。

同年五月以降、山城国物集荘他が幕府から寄進されて経済基盤が整備された。材木は、大堰川川上の杣から伐り出すことが朝廷から認められ、建武三年（一一三六）から公領になっていた弓削荘地頭職も造営料所として尊氏に宛てて寄進された。

この間、夢窓は住持着任を嫌がっていたようで尊氏・直義が対面の上で屈請し、院や朝廷から専使が派遣されて説得して暦応四

年夏頃によく承諾を受けている。弓削莊は、直接寺家が支配するよう夢窓に宛てて安堵された。

同年七月十三日曳地、当日の儀式は常と異なり、「先当^二中央間^一左右銀錢心経馬形、堂前構^二書棚^一」とあり、禪宗様の儀式のしつらえとなった。当日の会場設営に当たっては武家方より幕のことから將軍の衣装まで洞院公賢に問い合わせ整えている。夢窓は臨川寺僧・弟子たち計百名の僧侶を引き連れている。夢窓が敷地に鉄入れした後、籠で土を運び、尊氏・直義も土を運び、二人対になり僧衆、続いて俗家として高師直・師泰、撰津親秀・二階堂行珍などが参加した。夢窓以下は、この後、洛北の真如寺の上棟式に向いている。真如寺は、高師直が夢窓を開山として建立した寺である。

夢窓は世間からの批判もあり、住持辞退の意志が強かったが、光厳上皇と相談の上、七月二十二日に寺名を曆心寺から靈龜山天龍資聖禪寺に変更する院宣が出された。これに関連して直義・尊氏の夢に金竜が寺地に現れた事を見たことが契機というが、禪宗の年号寺院とすることへの批判を避けての処置とみられ、夢窓の意思のもと変更されたとみられる。

寺領五ヶ所、土貢一万余の経済的な援助を受けたが工事は容易に進まなかったようで、この時期は「近年之或民烟牢籠、耕作不全、或所務之違乱、乃貢之減少、難^レ覃^二筆端^一」といった状況で造営を進めるのは厳しかった。そこで九月二十四日、成功として

「任官功報負尉百人分」が天龍寺に寄進された。さらに龜山殿内にあった浄金剛院の管領地を天龍寺に付けた。龜山殿内法華堂は残されたようで通ずる道は浄金剛院と相談の上確保された。天龍寺蔵の「山城国臨川寺領大井郷界畔絵図」には、初期天龍寺の様相をみる事ができる。また、有名な天龍寺船の派遣が十二月二十三日に直義から命じられている。

康永元年（一三四二）七月二十八日には、法輪橋（渡月橋）渡始めがあり、八月三日には、仏殿の立柱が行われた。寺家の沙汰であるが、事前に奏聞して勅願の先例を問うている。もともと、寺家の計らいで良いということに落ち着いている。当日は、尊氏・直義以下が臨席した。夢窓の弟子たちが集まりその数百余人であった。十一月二十二日の本尊釈迦三尊の御衣木加持は、公家沙汰で上卿勸修寺経頭が差配した。仁和寺寛性法親王が加持して、このあたりは勅願としての体裁で進められ真言密教の御室の関与が注目される。仏師はこの時期活躍する院吉である。

十二月二日は、仏殿の上棟でこれは公家沙汰で準備が進められたが、前日に土岐頼遠が討たれ、尊氏が痲病のため五日に延引された。この日、勅使四条隆邦と尊氏・直義が入寺、例の如く高師直以下多数の武士が参会した。夢窓以下、真如寺の天庵妙受、崇福寺、臨川寺無極志玄、等持寺古先印元らが法会を行った。道々の輩への俸禄は膨大なもので、東大寺・興福寺・長講堂、さらに鎌倉の建長寺・円覚寺・勝長寿院の先例が参照された。

この度の盛大な儀式が魔障を防ぎ遂行できたことについては、直義が夢に大鷄を退治した話が出てくる。これは天狗かといひ、様々な妨害や政治的にも土岐氏の事案を含め困難な事態があったことがわかる。

十二月二十三日には、直義の命で諸禪院の座位が定められ、院宣にもとづき天龍寺は円覚寺と同位とされた。²⁴ 仏殿は康永二年八月に完成して、光厳上皇と夢窓の梁牌が書かれた。²⁵

上間

虔革^二故嵯峨離宮^一鼎^二建精舎^一

伏冀 諸障併消頓超^二昇墜之区域^一

恭為^二後醍醐聖廟^一資^二倍善根^一

伏冀 洪慈均被普化^二怨親之品彙^一

太上天皇量仁謹書

下間

曆応庚辰^{三年} 孟夏表^二其權輿^一

恭願 皇基鞏固龜龍呈^二瑞於無窮^一

康永癸未^{二年} 仲秋成^二此宝殿^一

恭願 法運紹興魔外帰^レ真而不^レ擾

開山夢窓疎石敬白

光厳上皇は諸々の障害が消えることを願ひ、後醍醐の怨霊への鎮魂と敵味方に分かれた人々の和解を願ひ、夢窓は仏法が興隆して魔が静まったことを記しており、天龍寺造営の苦勞をみることに

ができる。

康永三年九月十六日には、光厳上皇が天龍寺に臨幸している。洞院公賢の日記『園太暦』にこの日の記事が詳しく、天龍寺の造営状況もよくわかる。²⁶ 公賢はかねて夢窓に会った折に天龍寺に来るよう言われており、上皇と共に参詣することになった。この時、総門・三門はまだ完成しておらず、龜山殿の東面北棟門から入っている。既に方丈には勸修寺経頭・足利直義が来ており、ここで夢窓の法談を聞いている。「頗及^二法理^一」と評しており夢窓の説法が優れていたことがわかる。このあたりにも公武の人々に積極的に禅の教えを説く夢窓の姿をみることが出来る。

光厳上皇は、仏殿で焼香ののち、法堂はまだ出来ておらず夢窓の坊へ移動した。客殿に入って供湯、点心を食してから庭に下りて「水石風流」を賞翫している。夢窓による作庭の鑑賞とみられる。その後、夢窓を交え齋を食べ茶が出ている。禪院のもてなしの様をみることが出来る。この後、夢窓による『金剛般若経』の説法があった。

このように天龍寺造営は、公家・武家・寺家の協調のもと進められ、その地位も公武の承認のもと五山の一つとして認定された。造営にいたる各種法会の規模も大きく勸願寺としての体裁をとっていた。また、夢窓は積極的に光厳上皇・足利直義といった公武の有力者に法を説き、禪院における法会と接遇を示している。

また、造営の過程では、光厳上皇と直義の関与が大きく、後醍

酬の鎮魂のための寺造営と夢窓への問法が並行して進むことがわかる。これまでの研究のなかで直義は夢窓の教えを評価していなかったとする説もあるが、これは当たらないであろう。

『夢中間答集』なかで夢窓は直義に対して為政者として善根を積むべき事を懇切に説いている。直義が万人に仰がれる立場にあるのは、前世の五戒十善戒を守った宿善のたまものとするがこれはまだまだ足らず、それ故に敵対する人も出てくるし、御家人のなかにも忠義を尽くす者ばかりではないという。また、元弘以来の戦乱による直義の罪業の深さを説いている。

元弘以来の御罪業と、その中の御善根をたくらばば、何れをか多しとせむや、この間も御敵とて、滅ぼされたる人幾何ぞ、その跡に残り留まりて、浪々したる妻子眷属の思ひは、いづくへかまかるべき、御敵のみにあらず、御方とて、合戦して死にたるも、皆御罪業となるべし、(中略)仁義の徳政はいまだ行なはれず、貴賤の愁歎はいよいよ重なる、世上の静謐せぬことは偏にこれこの故なり、(中略)然らば則ち仏法のために世法を興行し、万民を引導して、同じく仏法に入らしめ給ふは、則ちこれ在家の菩薩なり、²⁷⁾

としている。戦乱に明け暮れるこの時期の尊氏・直義の姿勢を手厳しく批判し、戦火の下での世の人々の苦しみを切々と説いている。そして仏法と世法の興行を勧めているのである。直義はこうした夢窓の教えを実行しようとしたのである。

こうして進められた天龍寺造営であったが、さらなる妨害が起こり、禅宗が批判の対象となる。次章ではこの内容を詳しく検討していきたい。

二、山門噉訴と公武の交渉

天龍寺造営が進展するこの時期、南都北嶺の噉訴をはじめとした抵抗が活発化していた時期であった。幕府開設直後であり、南朝を吉野に追いやったとはいえ油断できない状況であり、幕府による統治も土岐頼遠のように院をはじめとした公家政権を軽んじる向きもあり不安定さがあった。先にみたように天龍寺の造営料所についても順調に土貢がもたらされるわけではなかった。寺社勢力についても延暦寺・興福寺・東大寺・石清水八幡などの噉訴は頻発していた。

康永元年(一三四二)三月二十日には、法勝寺の堂塔が多数炎上する事件が起こった。²⁸⁾この時の火災は大規模で、金堂・講堂・阿弥陀堂・九重塔婆・鎮守惣社・南大門等が焼失している。法勝寺は、白河天皇御願の大寺院で、顕密の僧を招いて国家的仏事が開催される場であった。五大堂・法華堂などは焼け残ったが、院政期からの京都のシンボルでもあった九重大塔の焼失は、公家社会に衝撃を与えた。光明天皇は「仏法王法共衰微之時分到來歟、歎而有_レ余」と慨嘆を漏らし、「或人云、本願上皇御記文云、王法之盛衰、併可_レ依_二当寺之興廢_一、取意云々」とも記している。²⁹⁾『太

平記』では、鬼形なる者、天狗が火を広げたとしている。⁽³¹⁾ この火災が重大事件として受け止められたことがわかる。

この頃、幕府の関に対する政策への反発もあり、南都興福寺の関務をめぐる嗾訴も起こり、院宣を執筆したことによって四条隆蔭の放氏が行われている。⁽³²⁾ 興福寺・春日社の意向に逆らうとこの処分を受け、朝廷への出仕が不可能となり、政務の滞りを生じ、本人にとつては行動も制限され不名誉なことであった。康永三年八月には、東大寺領伊賀国名張郡をめぐる訴訟で東大寺八幡宮の神輿が入洛している。⁽³³⁾ 貞和元年（一三四五）正月の御齋会は、春日神木遷座によって南都からの講師不参で開催されないといった状況であった。⁽³⁴⁾

先にみた「天龍寺造宮記録」や夢窓の梁牌銘にみえる「魔」はこうした社会の不穏な動向の表現であり、禪宗の巨大な寺院建立は批判の対象となったのである。

もつとも、供養法会の準備は次々と進められた。この間のやり取りは『園太暦』が詳しく、公・武・寺家とのやりとりがわかる。⁽³⁵⁾ 記主の洞院公賢は、後醍醐天皇、北朝の光厳・光明天皇のもとでも内大臣・左大臣の地位にあり、尊氏・直義からも信任厚く、朝廷・院からの諮問はもとより、武家方は有職故実についての指南を多々仰いでいた。⁽³⁶⁾

貞和元年（一三四五）六月九日の記事では、天龍寺からの問い合わせを勧修寺経頭が公賢に伝え、公賢が答えている。内容は、

勅使事・御幸儀事・舞楽事などである。

一、勅使事

以三行事上卿一或号三勅使一、不レ依三臨幸有無一、必可レ被レ定三其仁一哉、無三宸臨一之時、公家御願日、上卿・弁以下、院中御願日、院司以下参向一著座定事也、臨幸之時、於三著座一者、雖レ不レ限三人数一、至三行事一者、兼日申沙汰仁奉三行之一、今度雖レ有三臨幸一、為三内々儀一供養、又偏武家申沙汰之上者、被レ差三定仁一之条、可レ叶レ宜哉、

一、御幸儀事

如三此日一臨幸、大略晴儀也、然而今度依レ為三御幸始以前一、一向以三省略儀一可レ有三沙汰一歟、然者不レ及三衆僧参向一、直幸三御棧敷一之条、可レ為三穩便儀一哉、

一、舞楽事

武家雖レ為三申沙汰一事、公家又可三催遣一之旨、可レ被レ仰三衆所奉行一歟、武家又直問三答彼人一、可レ有三便宜一哉、如三舞目錄一内々沙汰、又可レ在三時宜一哉、

及四ヶ条、仍別歌註
武家進退事

如レ此准扱未三勘得一之間、無三左右一難三計申一、但諸御願寺供養無三臨幸一時、勅使院司参行者常事也、造国司如三事始一上棟日一著座者勿論乎、供養日者未三勘得一、但臨幸沙汰、須レ在三時宜一矣。⁽³⁷⁾

この内容を見ると、供養日に行事の上卿が勅使として臨席するこ

と、院司の参向もあることが述べられ、今度の臨幸は内々儀供養としてゐる。また、武家の主催であることを確認してゐる。御幸については、今度は御幸始以前であるから省略の儀で良いとする。舞樂は、公家より依頼してもよいし武家から直接樂所と調整してもよいとし、演目も問い合わせるようにという。公賢は、武家の沙汰であることを強調しているのが注目される。

さらに問い合わせが続き、法服以下のことについて次の質問が来て答えている。

法服事

諸御願寺供養之時、御導師以下、被_レ分下_一敷、今度為_レ異門御導師_一、武家一向沙汰之上者、不_レ可_レ有_レ此儀_一哉、
(規庵祖円)
 南院国師入院之時、自_レ龜山院_一被_レ下_二装束_一云々、於_レ禪家_一非_レ其例_一、可_レ為_レ何様_一哉、³⁸⁾

供養法会の際に法服(衣)を導師に与えるかとの質問である。勸修寺経頭は、今回の法会は従来の天台や真言などの顕密僧ではない「異門」すなわち禅宗の僧が導師であり、武家を取り仕切っているのだから不要かと言う。ただ、南禅寺に規庵祖円が入寺したときには龜山院が法服を与えたということだ。どのようにしたらいいのかと問うている。禅僧による勸願の法会とのことで戸惑いをみせているのである。公賢の答は、

諸御願寺供養、自_レ御導師_一被_レ法服_一之条、流例勿論也、依_レ御導師_一不_レ可_レ有_レ分別_一敷、今度儀毎事武家申沙汰之上者、

此事又可_レ被_レ仰談_一哉

御願寺供養における導師への法服は通例であるとして、宗派によらないとしているが、今度の儀は武家と相談するようにとの指示であった。この他、布施については、臨幸の上は院から布施を出すのは普通で、御聴聞所からどのように渡すのかはその場に依じてとしている。

こうしたやり取りをみると、天龍寺供養は御願寺供養と同例として光厳上皇の御幸もあり、勅使・院司も立てられる儀式が準備されていた。ただ、臨幸についても最高級の盛儀を想定しているわけではなく、舞樂や法服の事についても武家側が盛んに法会の上格上げを意図するが、武家の差配に任せると突き放した態度である。この意味では、東大寺供養にならうといった文言はそのまま内容を示すものではない。

ただ、前章でみたように光厳上皇による新寺建立に向けての寄進や仏殿上棟の参列にみるように、光厳の天龍寺建立にかける意欲は大きいものであり、上間梁銘に記したように、龜山殿を寺として後醍醐の冥福と南朝北朝の怨親和合の願いは切実であった。

また、この時期行われた成功をみると、康永三年十二月には、東大寺八幡宮神興造替功一名、法勝寺造営功三名、天龍寺造営功二名、安国寺造営功一名、平野社神宝功一名、正親町長講堂修造功一名となっている。³⁹⁾ 朝廷として寺社への国家的援助という意味でこうした成功が給されるわけであるが、法勝寺と並び天龍寺や

安国寺の名があることは注目すべきである。武家の強い政策の推進があるとはいえ、国家的な寺院として禅宗寺院が位置づけられていることは、この時期の禅宗の社会的な地位上昇を考える上で重要である。

さらに貞和元年（一三四五）八月には、天王寺造営功一名、法勝寺造営功一名、祇園社遷宮神宝功一名、天龍寺造営功十名、東大寺八幡宮神輿造替功一名、正親町長講堂修造功一名であり、天龍寺造営への資金の集中がみられる。この時の聞き書きを受け取った公賢は、丹後権守の文言を見つけ当国に権守はないとして「武家功人拳申之間、無力被^レ任云々」と嘆いている。丹後権守は、藤原直盛、東大寺八幡宮神輿造営功であり、天龍寺のみならず成功全体に武家の経済的な貢献が働いていたことがわかる。

順調に進むかとみえた天龍寺供養ではあるが、これより前に康永三年十二月七日比叡山本院集會が開かれ、禅念仏両宗が洛中に満ちているとして口を極めて非難を決議した⁴⁰。山門大衆がいうには、夢窓が亀山の皇居を禅寺とすることは「希代之狼藉、奇怪之所行」とし、草庵を勅願寺として臨幸を仰いで供養することを非難している。さらに夢窓を遠流に処すことを主張している。

康永四年六月二十九日には政所集會、同七月三日の申状では、天龍寺を犬神人の手で破却することを主張しており、抗議の声はエスカレートしていった。朝廷は天台座主に慰撫を命じると共に、同七月八日、梶井宮承胤法親王・青蓮院宮尊円法親王・妙法院宮

亮性法親王に勅答を伝えて大衆をなだめようとした⁴²。

勅答の内容では、嚴重の勅願寺ではないとし、後醍醐のために建立された寺であり追善仏事を武家が行うので光厳上皇は聴聞のため密々に臨幸するだけだと弁明した⁴³。大衆蜂起の際に門跡の制御が効かないのは通例であるが山門大衆はさらに申状を出して、これを拒否すると共に禅宗の存在を否定する見解を述べ、延暦寺が荒廢しているなか、天子本命の道場である延暦寺をさしおいて何故禅宗を興隆させるのだと非難している。七月十八日には、坂本の地下人たちに神輿の動座を準備させ、賀茂川に浮橋を準備して洛中への嗽訴の準備を進めた。七月二十日には、山門の宿老が仙洞に列参して天龍寺供養の中止を申し入れた⁴⁵。

七月二十日の「山門衆徒院参申詞」⁴⁶では、禅宗の興隆と顕密の衰亡を訴え、建久年間（一一九〇～一一九九）の榮西・大日房能忍への南都北嶺からの禁圧と、建仁寺が遮那止観行を諸宗の上に置いたことを非難して同寺を延暦寺の末寺にしたことをいい、禅宗への弾圧の歴史を語る。さらに元久三年（一二〇六）源空の専修念仏への弾圧も例示している。鎌倉幕府が減んだのも禅宗に帰依したせいだとし、亀山・後宇多・後醍醐の三代は禅宗に帰依した故に子孫が振るわないのだという。それに対して後深草・伏見・後伏見院は禅宗に帰依していないとしている。しかし、近來にわかに禅宗への帰依が行われていると、光厳上皇・光明天皇の姿勢を批判するのである。こうした状況であるので、山門衆徒は群議

して夢窓を遠流、天龍寺を灰燼にせよという。そこで宿老らは妥協案を出して三塔の使節がこれらをあわせて持つてきた。

宿老并有心之輩頻相宥、而先以三塔之使節、所經奏聞也、然者為折中之儀、天龍寺供養被止勅願儀、且又不可有臨幸御沙汰之由、被仰出者、以之休衆鬱、可屬靜謐之趣欲申試、是隨分穩便之所存、忠節之至也、

とあり、天龍寺供養の勅願を止め、臨幸を中止するよう求めた。これが妥協案だというのである。文中、持明院統の天皇が禪宗に帰依しなかったことなどに言及しているが、この時期の天台座主承院胤法親王は、後伏見院皇子であり光嚴院・光明院とは異母兄弟であった。「折中之儀」を提案するのにふさわしい立場でもあった。ただ、山門大衆は納得しておらず、強硬意見が通ったようであり、吉社の神輿を山上に移し、さらには東大寺・興福寺へも牒を出して南都北嶺の共同戦線を呼びかけた。七月二十三日政所集会議決では、天龍寺供養の停廢を主張し、これに応ずる勅答の遅延を非難して三社の神輿を振り立てることを決定し比叡山宝幢院に対しても行動を迫っている。

公家側へは、七月二十三日夜に兼雲僧都から公文所の注進が来て、日吉聖真子・八王子・十禅師の神輿が山上に振り上げられ、さらに洛中に入り仙洞御所に押し寄せる計画が伝えられている。公賢は、青蓮院・妙法院・三千院の三門跡による説得がうまくいかないことに苛立ち、門主が登山して説得に当たるべきといふ。

八月三日、山門政所集会においてさらに激烈な訴えが決議されている。天龍寺勅願停廢について、門主たちの朝廷への働きかけが十分でないといふ批判し、禪宗批判をエスカレートさせていく。このなかで、

凡於暗証禪師、一向專修等、停止之沙汰者、当山之旧風、衆徒之故実也、非偏執、非今案、誰更謂非執哉、就中為達磨暗証元祖、遥起自尺尊之懸記、親為一家之所破、靈応伝云、菩提達摩北宗祖師、一向觀心之人也、文、摩訶止觀第二卷見此師相云、咲持戒修善者、純教諸人、遍造衆惡、乃至聞其所說、順其欲情、皆信伏隨從、乃至此乃仏滅之妖怪、又是時代之妖怪、(中略)故與白衣說法者、尤可謂疎石之形狀、常念世俗事、假名阿練若者、豈漏山水之工夫哉、像法決疑經云、諸惡比丘、或有修禪、不依經論、自遂己見、以罪為是、不能分別是邪是正、遍向道俗、作如是言、我能知是、我能見是、當知此人速滅我法、文、(中略)不依經論自己見之金言、指掌而不疑者歟、加之構山河樹林而誑緇素心、造大厦高樓而眩尊卑之眼、開閉隨機而惡愛依人分別也、不弁国費、不顧人煩、四海之悲、八埏之歎、當時專在疎石者歟、已為法滅之妖怪、時代之妖怪、早可被放遠島哉、(後略)

と、延々と禪宗批判、夢窓疎石に対する非難を繰り広げた。この

なかでは、禅宗や専修念仏を停止するのは、比叡山が昔から行うことで、衆徒の先例にならうものとして、偏執ではないとする。禅宗の祖師である達磨への批判を述べて、『摩訶止観』を引用しながら、達磨は戒律を守り修行に励む人を笑い、人々の悪を作り欲望に従わせる教えを広げたとし、時代の妖怪であるとする。さらに夢窓へ批判の刃を向け、彼は常に世俗のことを考え、寺院の造営に名を借りて山水を造っているという。『像法決疑経』を引用しながら禅宗の教義批判に移り、経論に依らず自己を発見するというのは、罪をもって是とするものだとし、これを僧俗に説くことを非難している。天龍寺の造営にあたっては、山河樹林のすばらしさで人々の心を惑わし、立派な建物で貴人や庶民の目をうばっているという。国の財を費やし、人々の煩いになっていると非難して、夢窓こそ「時代之妖怪」であるとしている。この段階の比叡山集会では、禅宗の存立否定、夢窓への批判が極まっているのである。

夢窓の名は、尊氏・直義・光厳上皇帰依の禅僧として当然有名であったが、この時期、『夢中間答集』の刊行も大きかったと考えられる。康永三年十月八日の渡来僧竺仙梵僊の再跋がつけられ、おそらく同年に刊行されてこの書は広く読まれた。『夢中間答集』は仮名法語であり、足利直義の質問に夢窓が答えた内容を編集したものとされるが、広く女性も含め人々に禅の教えを説くものとして刊行されている。比叡山の学侶大衆も当然目にするもので

あり、禅宗と夢窓自身への批判が高揚するのである。第一章で概観したように、夢窓自身はその性格から隠遁を好み大刹の住持に長く留まることを好まぬ志向の人物であったが、この時期彼は顕密諸宗との対峙の最前線に立たざるを得なくなったのである。『夢中間答集』刊行の影響は大きく、真言密教・浄土宗からの教会上の批判も湧き起こった。これらについて本稿ではこれ以上深くふれないが、仮名法語で禅思想を説いたことで広く人々の目に触れ、禅宗の教義が知らされて比叡山からの批判を倍増させたのである。

また、先掲の同年八月三日付山門政所集会の決議文にあるように、夢窓が山水をつくり人々を惑わすといった批判点は注目され、天龍寺の庭園の見事さが知れ渡り、伽藍の荘厳さも目を引いたのである。伽藍と庭園の調和、それによって人々を禅の境地に誘うといった夢窓の山水への思いが、思わぬ批判点にもなっているのである。

山門側の訴訟に話を戻すと、同じく八月三日付けで朝廷への訴えは三ヶ条に整理され、比叡山全山に論点を示すと共に、貫首(座主)に此の旨を申し入れ、公家に奏達するよう決定している。第一条では、今度の訴訟の要点を示し、天龍寺の破却と夢窓の遠流を再び主張、延暦寺は天子本命鎮護国家の道場であり、物講師を出し、多数の天皇の御願をになう人材を出しているという。朝廷の政治に誤りがあれば奏状を出すのは「有道之先例」と正当性を主張している。第二条では、禅宗の御願寺はありえないとする。

禪宗に帰依した宋朝が減んだことなどをあげて、国を滅ぼすもと
と非難している。この論点はこれまでも繰り返されたものである。
さらに、我が朝は神国であるのに暗証の禪師たちは「更無⁵⁵敬神
敬仏之心⁵⁶、受⁵⁷之輩亦棄⁵⁸神捨⁵⁹仏」と批判点を加えている。禪僧
の一部には神祇を崇拜せず、中国禪の語録にみられる仏祖の権威
にとらわれないといった思潮を指摘するのである。第三条では、
山門の訴訟は必ず聞き届けられるという主張で、これまでの歴史
でも山門の訴えは必ず聞き届けられると事例を列挙している。
勅答がこれ以上遅れるようであれば、八月九日に七社の神輿を奉
じて御所に参上するとの最後通告を行っている。

こうして公家側は追い詰められ、八月五日には、天龍寺御幸が
中止が決定され、七日に勅書が下された。しかし、山門大衆は大
宮・二宮・客人・三宮の神輿を山上にかき上げ、三門跡に京都へ
交渉に行くよう命じており、山訴は収まる気配を見せず、さすが
の公賢も言語道断と怒っている。⁶⁰

武家方との相談も進められ、八日には、武家両使の二階堂行珍・
成藤が勅を下したことに反対していることがわかる。武家方は、
山門の宿老に命じて大衆と交渉するように言うが、宿老たちは触
穢の時分であると言いついて面会を避けようとしている。そうこ
うする間に神輿入洛の話が進んでいったのである。武家は強硬姿
勢で、青蓮院・梶井三千院・妙法院の三門跡が大衆を押さえるこ
とができなかつたら、門跡改替、大衆門徒の私財所帯を収公する

と申し渡している。⁶¹

この間、延暦寺は、東大寺・興福寺に牒を送り与同することを
要請しており、⁶²主張はさらに拡大している。東大寺への牒では、
臨幸があり朝廷の百司が列席するのは延暦寺と東大寺だけである
という。さらに天龍寺のみならず洛中洛外の大小禪刹の破却を呼
びかけ、夢窓の遠島と禪宗の形跡を消し去るべしとしている。興
福寺には、公家武家の片寄った帰依によって禪宗が広がることは
諸宗の滅亡疑いなしと危機感を煽っている。先年の興福寺による
大和国片岡山達磨寺の焼き討ちを称えて、日吉神輿入洛の時に連
携して春日神木も動かしてほしいとしている。また、天龍寺供養
に従う勅使・著座・供奉の人々の放氏を要請している。この時代、
興福寺による藤原氏への圧力は大きく、放氏されると朝廷・院へ
の参任をひかえねばならず、政務の停滞を招いた。山門は興福寺
に、日頃、宗旨を論じ合い、垣根のある兄弟であるが仏法の危機
に当たっては、「権実一揆」すべしと呼びかけたのである。

これらの一連の経過をみると、注目しておきたいのは天龍寺供
養への臨幸阻止から禪宗自体への批判と展開していることである。
住持である夢窓への処罰は当初からあったが、夢窓の思想や彼が
好んで行った山水すなわち庭園の造営にまで非難が及んでいる。
南都北嶺の共同戦線が呼びかけられ、いわば顕密諸宗の総力をも
つての嗽訴となつていったのである。

事態はさらに混迷を深めていく。八月十三日には神輿入洛がこ

の日とみられ公賢を始め公家たちの緊張は高まり、今回の案件は一切武家によるものであるとして対処を求めている。多数の武士が賀茂川河原に向かい、宮門の警固には斯波高経が来た。しかし、甲冑も付けず直垂で現れ、その他の門の警固も遅参と悠長な雰囲気、夕方五時頃には入洛はなしということで武士たちは早々に退出している⁽⁵⁸⁾。武家方の余裕ある動きをみることで、神輿入洛は封じ込められていたのである。公賢は後に安富行長が霊夢を見て七匹の猿が仙洞に櫛を持ってきて、これは神輿が入洛しないというお告げであったと注進したことを記しており、武家方では早くに山門からの入洛しないという情報があったとみられ、これこそ日吉の神の意向としているのである⁽⁵⁹⁾。武家方の強硬な姿勢が威力を持ったことは事実であろう。

そして、八月十四日付けで以下の院宣が出される⁽⁶⁰⁾。

山門訴申天龍寺供養事、今度儀非^レ勅会之上、元來御仏事執行之時、以^レ密儀可^レ有^レ臨幸之由、所^レ有^レ沙汰也、而猶貽^レ疑殆^レ歟之上者、供養当日不^レ可^レ被^レ廻^レ仙駕、翌日御仏事可^レ有^レ御結縁^レ者也、然者早令^レ帰^レ座七社之神輿、可^レ奉^レ祈^レ億載之聖算^レ之由、可^レ有^レ御下知^レ者、院宣如^レ此旨可^レ令^レ申^レ入^レ梶井宮^レ給、仍執達如^レ件、

月 日

經季^(坊城)

謹上 内大臣法印御房

院宣、三門跡同被^レ下^レ之、今所見及^(所カ)被^レ下^レ梶井門跡^レ

夢窓疎石の天龍寺供養と公武政權

これまでも知られているように、上皇は供養の当日には臨幸せず、翌日の仏事に結縁のために行くという、まさに便宜上の対応で山門の批判をかわす決定であった。しかも、前文にあるようにこの度の法会は勅会ではないし、密かに臨幸するつもりのものであったのだと当初の姿勢を説明している。この対応で納得して神輿は帰座しこれまで通り祈禱に励むようにとの命令であった。この院宣は三門跡に送られた。山門の激烈な要求は聞き届けられず、あくまで供養法会の在り方に変更を加えるという形式的な対応であった。一連の動向をみれば確かに山門三門跡の説得もあつたであろうが、神輿を入洛させれば武家による門跡・山徒の所帯没収という対応は功を奏して山門大衆の要求を退けたのである。

この文書を記した後、光明天皇は「中古以来、南都北嶺非道之噉訴、近大倍増」と嘆いており、拡大する南都北嶺の無秩序ともいうべき噉訴にはきわめて批判的であつた。

世間の見方は、九月六日の京都の落書（『東金堂細々要記』）にみられ、

山法師武士ノヨロイニヲトサレテ、輿ヲハフラテ舌ヲコソフ
レ

コレホトニウラヲモテアル論旨ヲハ、カミ一枚ニイカテカク
ヘキ

とある。山徒が武士の鎧に恐れをなしたとし、舌をこそふれば、きちんと誰もが納得する訴えを出すようにとの意であろうし、も

つといえ、僧侶として勤行に励み説法を尽くせの意もあると考えられる。二首目は、公家方の裏表ある対応を皮肉っており、世間でも天龍寺供養が形式だけ変更され実態は変わらないと見なししていることは注目される。

八月二十一日には、足利直義の使者として諏訪円忠が公賢のもとに供養法会の内容について問い合わせをしてきた。また、夢窓からの質問も来ている。内容は、装束のこと、勅使・院司座、布施取りをはじめ法会の次第である。注目されるのは、法会の内容は初日堂供養があり、翌日臨幸であるから結願せず翌日も続けるべきかとの質問である。公賢は、よくわからないとしながらも院司の参向は初日であり、翌日はこれはなく、供養は当日に終了して翌日仏事を始めるべきと答えている。天龍寺側は、二日間の法会を一連として考え、勅願の体を守りたかったことがわかる。先の落書の内容とも一致するものである。

八月二十二日には、勅使の人選で混乱が生じている。最初、大理卿四条隆蔭が命じられたが、山門から横槍が入り、隆蔭も盛んに支障があると辞退した。武家方の二階堂行珍とも相談の上、今度は藤中納言柳原資明が指名されるが、資明が言うには、当家（日野氏）の氏寺法界寺は山門の末寺であり堂宇も根本中堂を摸し、最澄作の本尊を安置しており、山門の重宝も置いていて、氏人らは山門被官の体であるから、山門が異議がある今回の件は受け入れられないと申し入れている。公賢は、三門跡にも申し入れている。

るものでもあるから引き受けるよう説得している。あれこれ交渉を続け、ようやく柳原資明は大納言昇進と引き換えに了承している。山門と公家社会の密接な関係のもと、この役目はたやすく引き受けられるものではなかった。⁽²⁾延暦寺や興福寺の公家社会への影響力の大きさをみる事ができる。

八月二十三日には、公卿着座の人員として、武家の推挙で飛鳥井雅孝など三名が決定された。彼らは参向の功として官職の昇進も約束されていた。

こうしてようやく、八月二十九日に天龍寺供養の日を迎えた。この時の盛大な武士の行列についてはこれまでの研究なかでも度々ふれられるもので概要だけを示しておく。この日、尊氏・直義が牛車で天龍寺に向かい、公賢は「天下之壯觀」と記し自身も見物に出かけている。「光明院宸記」⁽³⁾によれば、光厳上皇は密々に見物に出かけ、梶井二品親王の棧敷にいた。尊氏・直義の行列は、随兵二十四騎・帯刀三十三人・布衣十四人・山名時氏以下甲冑を付けた二百〜三百余騎・その前後には直垂を着けた軍勢といった、「希代之壯觀」であった。これまでの研究が指摘するように武威を示す列であった。

供養臨席の公卿は、飛鳥井雅孝以下四人、殿上人難波宗有以下八人、諸大夫三名、勅使柳原資明、院司高階泰成であった。この人員、先にふれてきたようにやく整えられた体裁と言ってもいいだろう。公賢は、「布施取公卿武家恩顧輩催」⁽⁴⁾之、新中納言雅

孝卿（以下略）⁽⁶⁵⁾と注記しているように、武家からの働きかけで官職の昇進を条件で引き受けた人々が多かったことがわかる。

次に法会の内容をみていきたい。寺家が記した「天龍寺供養日記」⁽⁶⁶⁾が正確であろうからこれを示すと以下の次第である。

廿九日

先衆会乱声

次勅使座藤中納言
資明卿

次鏡鉢

此間敷二筵道

次撞二衆会鐘、請僧入堂、

次導師入堂、伶人奏樂、

次転供、

次出班焼香、并大衆列拜、

次諷経回向、

次賜布施、

次舞楽万歳楽、探桑老、散手
地久・八仙・帰徳

晦日式

御幸

次鳴鼓、導師入堂、

陞座説法、

次舞楽蘇合、陵王、太平楽、
古鳥蘇、納蘇利、狛鈴、
鼓景茂、鉦鼓葛、
、朝楽、笙籠秋、笛景朝、大

『園太歴』⁽⁶⁷⁾が記す高階雅仲の記録をあわせて法会の概略を示すと以

下の様子であった。勅使が座ると禪宗で使用する鏡鉢が鳴らされ、衆僧を集める鐘が鳴り入堂、導師が入堂すると伶人が楽を奏している。禪宗の清規に則った法会に楽は入らないが、今回は勅願の法会にならない楽が入った。本尊へ供物がそなえられ、請僧が焼香する出班焼香、さらに大衆が拜を行う。経が読まれ回向があり、ここまでは禪宗様の法会、公卿から布施が渡され、ついで舞樂が演じられ、これらは勅願の儀に準拠しているのである。翌日、光厳上皇の御幸を迎え、夢窓による陞座説法、これは禪宗様である。ついで舞樂があった。先にみた公賢への問い合わせにあったよう二日での法会に仕立てたのである。

禪宗の法会は大陸伝来の清規にもとづき行われ顕密の法会とは大きく異なる。そうした禪宗の法会が御願寺供養の公卿着座や、舞樂などと共に営まれたことの意義は大きい。この時期、東福寺における秉弘に公卿が着座するかが問われており、九条・一条家が檀越である禅院仏事の格式の向上が志向されていた。

参加した僧侶は、導師は夢窓、侍者五人、問答をする禅客一人、請僧として南禅寺蒙山智明・建仁寺雪村友梅・東福寺固山一輩・万寿寺友松・真如寺古先印元・安国寺無徳至孝・臨川寺無極志玄・崇福寺惠聡・清見寺智琢・本寺鑑翁士昭とあり、各人に侍者が付いた。諷経の請僧は、天龍寺・臨川寺・西芳寺、結縁衆として崇福寺・西禅寺ほかであった。点心の接待を受けた僧は七十一人であった。⁽⁶⁸⁾京都の五山と主要寺院、駿河の清見寺なども注目される。

夢窓の弟子だけでなく諸門派の出仕であった。三宝院賢俊が御幸供御として出仕している。

この時の天龍寺の伽藍と供養の内容は、光厳上皇の意を受け藤原有範が草した願文⁽⁶⁾に詳しい。この時、仏殿が完成し釈迦・普賢・文殊菩薩が安置され、土地堂には梵天帝釈・四天王が、祖師堂には達磨・百丈・臨済など各像が置かれ、仏の後ろ壁には十八天が描かれていた。法堂・仮葺の二階三門とその両廊が建ち並んでおり、梁牌諸額などは光厳上皇が自ら書いた。大藏経五千巻が明から輸入されていた。あわせて三千人の僧侶への布施、窮乏者への賑給、囚人の大赦、山川の放生などが行われ、盛大な事業をみる事ができる。夢窓のもとでの禪宗の興起を宣言した法会といえる。次に後醍醐天皇の事績にふれながら干戈が止むことを願ひ冥福を祈っている。院庁「請諷誦事」は別当四条隆蔭が奉じて天龍寺開創供養の趣旨を述べている。

八月三十日に行われた御幸では、公卿二名、殿上人四名、別に参会公卿として勸修寺経頭・柳原資明・四条隆蔭ら五名、殿上人一名が参会している。夢窓の陞座では、長文の「覚皇宝殿（仏殿）慶賢陞座」説法が行われた。最初に香を焚き今上皇帝の聖寿無疆、文武百官の福寿が祈られ、本尊以下の供養を述べ、後醍醐天皇の冥福を祈り、元弘以来の大乱で多くの人命が失われ神社仏閣から民屋まで焼けたことを悼んでいる。尊氏・直義が慚愧の心を持ち天皇に進言して天皇の意向をもとに各国に一寺一塔を建立し、元

弘以来の戦死者の鎮魂を祈るといふ。さらに暦応年中に叡願を立てた天龍寺創建の経緯を述べ、この地が嵯峨天皇の時代以来、禅宗と関わりが深い由緒を述べている。このあたりは、山門からの執拗な非難への反論でもある。そのなかで亀山上皇の事績にふれ、亀山殿の中に寿量院があり、ここには南禅寺から二十人の禅僧が派遣されていたことにもふれ、寿量院の場所に法堂が建立されたことを述べている。続けて仏殿法堂の額は光明天皇が書き、梁銘などは光厳上皇の筆とする。前日の願文と同様に僧侶への布施と大赦にふれている。最後に怨親平等、干戈が治まることを願っている。

以上の法会の構成、願文、陞座説法をみると二日にわたる法会は一連のものとして構成されていたことがわかる。寺家が記した「天龍寺供養日記」⁽⁷⁾のなかでは、二十九日・晦日の法会があわせて記されている。また、夢窓による陞座説法の内容が山門からの批判に対する反論でもあったことは注意してよいだろう。

こうして無事供養を終えた天龍寺であるが、この後、夢窓の法談を聞くため公武の参詣は続く。伽藍も整えられ、夢窓は亀山十境を作り、その意義を示している。夢窓が作庭を好んだことはよく知られているが、こうした伽藍境内の十境を示して教外別伝の教えを示すのが趣旨であった。⁽⁸⁾貞和二年（一三四六）三月一日には直義、師直以下が上堂説法を聴聞に行き、談義もあった。⁽⁹⁾この時は三宝院賢俊も同席している。三月十七日には、花御覧のため

光厳上皇は天龍寺に御幸、夢窓は上堂説法を行っている。夢窓は次の日に住持を退き天龍寺内の雲居庵に移った。天龍寺住持は、無極志玄が就任したが、天龍寺内の大小のことは夢窓が取り仕切っていた。十一月二十五日、夢窓は光明天皇のもとに招かれ授衣して、夢窓正覚国師の号を与えられている。⁷⁴

夢窓は、短期で天龍寺住持を退き無極志玄を後任としたことから、大寺の住持に長く留まらないという主義を貫いている。しかし、天龍寺内、その周辺に留まり影響力は大きかった。十一月十八日には、尊氏・直義が雪降る中、天龍寺に行き、梶井宮・西林院宮・大覚寺宮が集まり和歌会を開催している。⁷⁵

同三年二月三十日には、光厳上皇が御幸している。公賢も上皇に促され参会している。仏殿で楞嚴会を聴聞、公卿、殿上人が従った。住持の無極が拈香して、問答を交わすのを聞いている。長老坊へ行くと夢窓が待つており、嵐山の花を愛でている。大井川東岸に遊び、夢窓の塔頭（雲居庵）で巨大な瑪瑙を鑑賞、夢窓は盛んに法談を行ったという。三門上に上り、上層の普明閣で観音懺法を聴聞して感じ入っている。この後西芳寺で船遊びをして管弦を催した。

貞和五年三月二十六日には、光明上皇が天龍寺御幸、尊氏、直義も同行している。この時の住持無極志玄が光厳・光明両上皇を招いたが、光厳は病で行けなかった。仏殿で本尊を拝し、法堂で上堂説法を聴聞している。その後、西芳寺に行き花見を行った。

観応元年（一三五〇）八月には、光厳・光明両上皇が椎野さらに天龍寺に御幸、方丈に入り住持に挨拶、供御はなく茶のみを献じている。公卿の着座なしで、上皇の命で夢窓が『十牛図』を講じ、さらに両上皇は雲居庵で夢窓と親しく法談を交わしている。⁷⁷ 両上皇の夢窓への並々ならぬ帰依がみえ、周辺の廷臣たちも天龍寺供養前の山門や南都に遠慮した姿勢から変化して、上皇に扈従するなかで天龍寺を重視するようになっていくとみられる。

観応二年七月二十日、夢窓は天龍寺に再住し、僧堂の完成を表明する法会が行われた。千人が坐禅できる僧堂とされ、夢窓の名声を聞き天龍寺に掛搭（入門）する者が多数いたことがわかる。⁷⁸ 八月十六日に後醍醐天皇十三回忌を修し、「多宝院陸拈香」のなかでは後醍醐の念いが消融し、干戈が治まり四海清平なることを祈っている。しかし、この頃は尊氏、直義の不和も激化しており、夢窓は再び戦乱が起ることを防ごうとの意が込められてたのである。

武家方の対応を見ると、観応二年八月十六日付で尊氏は夢窓に對して一族家人等、末代に及ぶまで天龍寺に帰依することを誓っている。この頃、尊氏は近江に出陣しており、直義との関係が動揺している時期であった。尊氏は同年九月五日に夢窓のもとに使者を送り丹波国瓦屋庄を寄進しており、これは百年後まで年忌仏事を行うよう依頼したようである。⁸¹ 寄進状のなかには、「両所」の位牌に限り安置するよう頼んでいたようであるが、夢窓は一族の位牌を祀るといつている。「両所」をどう理解するかであるが、尊

天龍寺周辺は多数の人々が詰めかける騒ぎであった。

むすび

天龍寺創建への経緯と天龍寺供養をめぐる公家・武家・禅家・延暦寺を代表とする顕密諸宗の対応をみてきた。これらからいえることは、天龍寺造営が尊氏・直義の強い意志で進められたとはいえ、多難な出発であった。当初公家側の天龍寺に対する姿勢は、武家が推進する事業であり、朝廷の御願寺の扱いであるが特段の扱いとせず、光厳上皇の御幸も内々という方針であった。

公家のなかでも、戦乱と飢饉に見舞われている時期の新寺創建にはやくから批判もあった。光厳は後醍醐への負い目もあり新寺建立に意欲的であったが、廷臣たちは必ずしも全面的な賛成ではなく、この頃の朝廷は公家たちも南北両朝の動向を模様眺めの状況もあり、経済的な逼塞もあって公家たちは政務に消極的であった。こうしたなか、洞院公賢は、光厳の信頼も厚く度々勅問を受けて答申しており、他の公家からも意見を聴取して先例をふまえての対応に努めていた。

さらに天龍寺供養に対して大きく立ち上がったのは延暦寺であり、臨幸の儀を批判するだけでなく次第に攻撃は激化して、天龍寺破却、夢窓の遠流へと進展し、さらに夢窓が日頃、盛んに法を説き公武に影響力を増し、『夢中間答集』刊行でその思想が広く知られることによって、禅宗自体への批判が高まった。延暦寺は

氏・直義と考えるのが妥当とみられる。敵対関係にあったとはいえ、尊氏は死後の和解を祈って直義の位牌安置も頼んだとみられる。九月二十二日付の夢窓の書状案⁽⁸⁾では、丹波国瓦屋南庄・遠江国村櫛庄の寄進状の札が書かれ、「老病事不食習候程二」と記しているように夢窓の病はすみ、死期が迫っていた。

これより先、光厳・光明上皇は夢窓を見舞うため九月七日に密々に御幸し、さらに十九日御幸している。二十九日には、夢窓がよいよ臨終となり、光厳は御幸して焼香したいと考えていた。公賢のもとに亀山院が規庵祖円臨終の時にどうしたのか、後宇多院が一山一寧が示寂したときにどう対応したのかを問うている。公賢は、亀山院は焼香したとしても治天ではなかったから問題はなく、後宇多の時はわからないとしている。一山の臨終時のことは、後宇多近臣の洞院公泰に問い合わせるとしている。ただ、今は院と崇光天皇が同宿している時期であり、穢れが仙洞に及ぶのは良くないことであるとしている。よって、臨幸して焼香するのはよろしくなく、勅使を派遣すべしと奏上した。しかも、夢窓臨終ということで天龍寺あたりは道俗市をなすさまであり、御幸は天下之恥になるとしている。これによって光厳は御幸を断念した。九月三十日夢窓は示寂し勅定によって天下穢となった。ここにおいても、光厳の夢窓への特段の帰依をみることができる。公賢は、近年、国師禅門の示寂があっても必ずしも天下穢にはならないのではと疑問を呈している。いずれにしても夢窓の臨終に際しては、

東大寺・興福寺へ呼びかけ、南都北嶺対禅宗の構図が明確になった。

公家社会は、南都北嶺寺院との関係はいうまでもなく深いもので、興福寺・春日社による放氏も影響力は大きく、延暦寺も日野法界寺と柳原資明の事例でみたように末寺を通じて密接な関係を結んでいた。祈禱や追善仏事などでも当然延暦寺は信仰の対象であった。このため天龍寺供養にあたって、勅使の選定や公卿着座については、武家からの強い働きかけによる官職付与を条件とした斡旋によってようやく体裁を整えられたのが実態であった。このような状況をみれば天龍寺供養が公家政権と幕府共同のもとの東大寺供養と同等の儀式とみなすことはできないのである。

天龍寺供養においては、確かに幕府は盛大なパレードによって武威を示すものであったが、これまでみてきたような様々な不協和音を抱えての供養であった。

禅宗側の対応をみると、夢窓は元弘以来の戦乱による膨大な死傷者の慰霊、後醍醐の鎮魂を願って新寺建立を提案するが、顕密律のいずれの寺であつても良いとの姿勢であった。しかし、尊氏・直義の意向もあり、新寺開山に推され造宮から供養法会に関わるのである。夢窓はもとより隠遁の風が強く、新寺建立過程でも度々辞去をもらすが、周辺の禅僧や弟子たちの支援もあり責任者として事業を進めた。供養の内容も八月二十九日・三十日を通しての法会として構成したのは禅僧たちの便法でもあった。

しかし、供養直前の猛烈な山門からの嗾訴に対しては、夢窓も禅宗存立についての危機感を持ったのであり、供養の陸座説法を始め山門側への反論を進めていった。さらに天龍寺完成後は、光厳・光明の臨幸、尊氏・直義の参詣に際し、様々な禅宗法会を示し盛んに法談をおこなった。この時期、禅の教えを顕密浄土と対比しながら巧みに説くことができる人物は夢窓しかいなかったといえよう。さらに嵯峨天龍寺・臨川寺・西芳寺などの整備を進め、各寺院における法会、夢窓作庭の山水などを示すことによって禅思想への誘いを実践したのである。

夢窓は、その地位からしても公武に影響力を及ぼしうる人物であった。夢窓自身も、山門嗾訴を受け禅宗確立のために寺院体制の組織化も含め邁進するようになり、それまでの隠遁癖から大きく転換しているのである。夢窓自身の活動の段階差をみるべきである。これを単純に公武権力への追従とみなすことはできない。禅宗の公家方への影響はこうして深まり、公賢なども交流のなかで帰依の姿勢も出てきたようで、後に公賢の娘真当が小六条の敷地を夢窓の塔頭のために寄進⁽⁸⁾している事例は注目される。

天龍寺供養をめぐる一連の事件は、この時代の公・武・顕密寺院・禅宗の社会的な地位の在り方とその変動をみる上で重要なものであった。

本稿においては、紙幅の都合で夢窓の思想について考察を深めることができなかったが、これについては別稿に譲りたい。

註

- (1) 辻善之助『日本仏教史』第四卷中世篇之三(岩波書店、一九四九年、八〇～二二三頁)。
- (2) 今枝愛真『中世禅宗史の研究』第二章第一節「安国寺・利生塔の設立」(東京大学出版会、一九七〇年)。
- (3) 玉村竹二『夢窓国師』(平楽寺書店、一九五八年)。
- (4) 川瀬一馬『夢中間答集』(講談社学術文庫、二〇〇〇年、初出は一九七六年)解説、五〇〇頁。
- (5) 荻須純道『禅叢書 夢窓・大灯』(改訂版、東方出版、一九七八年、初出は弘文堂書房、一九四四年)。同『夢窓国師の浄土教批判』(『禅文化研究所紀要』一二、一九八〇年)。
- (6) 柳田聖山『日本の仏教第九卷 臨済の家風』筑摩書房、一九六七年)。
- (7) 玉懸博之『夢窓疎石と初期室町政権』(『日本中世史思想史研究』ペリカン社、一九九八年、初出は一九八六年)。
- (8) 西山美香『武家政権と禅宗 夢窓疎石を中心に』(笠間書院、二〇〇四年)。
- (9) Molly Vallor. Not Seeing Snow. Misso Soseki and Medieval Japanese Zen. Brill's Japanese Studies Library. 2019
- (10) 柳幹康『夢窓疎石と『宗鏡録』』(『東アジア仏教学術論集』六号、二〇一九年)。
- (11) 辻善之助註(一)前掲書一三二～一五一頁。
- (12) 原田正俊『中世後期の国家と仏教』(『日本中世の禅宗と社会』吉川弘文館、一九九八年、初出は一九九七年)。
- (13) 原田正俊『中世仏教再編期としての十四世紀』(『中世仏教の再編と禅宗』法藏館、二〇二三年、初出は二〇〇七年)。
- (14) 西山美香『天龍寺(安国寺)の創建』(註(8)同氏著書、同『天龍寺供養の史的意義をめぐって』(『禅文化研究所紀要』二八、二〇〇六年)。
- (15) 早島大祐『室町幕府論』(講談社選書メチエ、二〇一〇年)。
- (16) 田中奈保『北朝廷臣にとつての天龍寺供養』(海老澤衷先生還暦記念論文集「懸樋抄」白峰社、二〇〇八年)。
- (17) 橋本芳和『天龍寺供養における山門噺訴一件(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)』(『政治経済史学』六二三・六二四・六二五、二〇一八・二〇一九)。
- (18) 山家浩樹『天龍寺供養とその後』(『日本歴史』八七〇号、二〇二〇年)。
- (19) 『大正新脩大藏經』八〇卷、以下「夢窓国師年譜」。
- (20) 註(3)玉村竹二著書四九頁。
- (21) 『鹿王院文書の研究』三七号。本史料は『大日本史料』にも主要部分は収録されているが、通しての検討が必要である。註(3)玉村竹二著書はこの史料を用いて天龍寺造営の経過を叙述している。
- (22) 註(1)辻善之助、註(3)玉村竹二著書。いずれも網羅的で多方面に目配りされた研究であるが、中世仏教研究史が進んだ現在としては不足感もある。
- (23) 嵯峨における臨川寺・天龍寺創建にともなう変化については、原田正俊『中世の嵯峨と天龍寺』(『中世仏教の再編と禅宗』法藏館、二〇二三年、初出は一九九七年)参照。
- (24) 『扶桑五山記』には、五山禅院を列挙した文書が収録されている。
- (25) 『夢窓国師語録』卷下之二(『大正新脩大藏經』八〇卷、五〇六頁c)。
- (26) 『園大暦』康永三年九月十六日条。
- (27) 註(3)玉村竹二著書一七四頁。玉村竹二『足利直義禅宗信仰の性格』(『日本禅宗史論集』下之二、思文閣出版、一九八一年、初出は一九五八年)。
- (28) 川瀬一馬註『夢中間答集』(講談社学術文庫、八〇～八一頁)。
- (29) 『大日本史料』第六編七、康永元年三月二十日条、「中院」品記」七一頁。
- (30) 『大日本史料』第六編之七、康永元年三月二十日条、「光明院宸記」七一頁。
- (31) 同右七七頁。
- (32) 『園大暦』康永三年七月十一日条。註(17)橋本芳和論文。

- (33) 『園太暦』 康永三年八月十五日条。
- (34) 『園太暦』 貞和元年正月八日条。
- (35) 註(17)橋本芳和論文でも詳しく紹介している。
- (36) 『園太暦』の内容と洞院公賢の立場については、林屋辰三郎「内乱のなかの貴族」(吉川弘文館、二〇一五年、初出は一九九一年)。
- (37) 『園太暦』 貞和元年六月九日条、二七六頁。
- (38) 『園太暦』 貞和元年六月二十五日条。
- (39) 『園太暦』 康永三年十二月二十九日条。
- (40) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年七月八日条、二二二頁。
- (41) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年七月八日条、二二三～二二四頁。
- (42) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年七月八日条、二二五頁。
- (43) 『園太暦』 貞和元年七月八日条。
- (44) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年七月八日条、二二七頁。
- (45) 『園太暦』 貞和元年七月十九・二十日条。
- (46) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年六月九日、一三〇頁。 同右。
- (47) 同右。
- (48) 註(17)橋本芳和II論文。二五頁。
- (49) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年八月十四日条、一九〇頁。
- (50) 同右一九二頁。
- (51) 同右一九三～一九五頁。
- (52) 『夢中問答集』一六三頁。
- (53) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年八月十四日条、一九六頁。
- (54) 禪宗が神明を尊ばないとの批判に対しての禪宗側の神祇取り込みについては、原田正俊「禅僧の地域展開と神祇」『渡唐天神画像にみる禅宗と室町文化』(『日本中世の禅宗と社会』、吉川弘文館、一九九八年、初出は一九八七・一九八八年) 参照。
- (55) 『園太暦』 貞和元年八月五・七日条。
- (56) 同右八月八日条。
- (57) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年八月十四日条、二〇一～二〇三頁。
- (58) 『光明院宸記』 貞和元年康永四年八月十三日条(『大日本史料』六編之九、二〇四頁)、『師守記』 同年八月十三日条。
- (59) 『園太暦』 康永四年八月十七日条。
- (60) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年八月十四日条、「光明院宸記」二〇五頁、『師守記』 康永四年八月十五日条に文書日付あり。
- (61) 『大日本史料』 貞和元年八月十四日条、二二一頁。
- (62) 註(17)橋本芳和論文でもこの経過を論じている。『園太暦』 康永四年八月二十一日・二十二日条、貞和元年九月六日条。
- (63) 『大日本史料』第六編之九、貞和元年八月二十九日条、二四二頁。
- (64) 『園太暦』 康永四年八月二十九日条、註(16)田中奈保論文参照。
- (65) 『園太暦』 貞和元年八月二十九日条、三四八頁。
- (66) 『園太暦』 貞和元年八月二十九日条、三五二頁。
- (67) 『園太暦』 康永三年十一月五日条。
- (68) 『園太暦』 貞和元年八月二十九日条、『鹿王院文書の研究』五一「天龍寺供養要僧等人数注文」。
- (69) 『師守記』 康永四年八月二十九日条。
- (70) 『夢窓国師語録』 卷下、(『大正新脩大藏經』 卷八〇、四六七c) 四六九b)。
- (71) 『園太暦』 貞和元年八月二十九日条、三四八頁。
- (72) 『夢窓国師年譜』 貞和二年春二月条(『大正新脩大藏經』 卷八〇、四九〇頁c)。
- (73) 『大日本史料』第六編之九、貞和二年三月一日条。
- (74) 『園太暦』 貞和二年三月十七日条、「夢窓国師年譜」 貞和二年条(『大正新脩大藏經』 卷八〇、四九〇頁c)。
- (75) 『大日本史料』 貞和二年十一月十八日条。
- (76) 『園太暦』 貞和三年二月三日条。
- (77) 『大日本史料』 観応元年八月是月、八四二頁。
- (78) 『夢窓国師年譜』 観応二年条(『大正新脩大藏經』 卷八〇、四九二頁a)。
- (79) 『夢窓国師語録』 上、再住天龍寺語録(『大日本史料』第六編之十五、

二二一頁)。

(80) 足利尊氏御内書案(『天龍寺文書の研究』九八)。

(81) 夢窓疎石置文(『天龍寺文書の研究』一〇一。尊氏からの寄進状は現存せず、諏訪大進(円忠)が使者として来たことが記されている。

(82) 『天龍寺文書の研究』一〇二。

(83) 『鹿王院文書の研究』六六、文和二年九月二十四日付真当敷地寄進状。

この地は規模も大きく後に春屋妙葩の塔頭鹿王院の所領となる。地主
智彦・仁木宏・玉城玲子・藤田励夫・西村幸信「鹿王院領の構成と展
開」(鹿王院文書研究会編『鹿王院文書の研究』四〇〇頁、思文閣出
版、二〇〇〇年)。

【付記】 本稿は、科学研究費課題番号22K00905の成果でもある。

Musō Soseki's (夢窓疎石) construction of the Tenryuji temple (天龍寺) and the Ashikaga (足利) Shogunate

HARADA Masatoshi

The Tenryuji temple (天龍寺) was supported by the Kōgon ex-emperor (光厳上皇), Ashikaga Takauji (足利尊氏), and Tadayoshi (直義), and it was founded according to Musō Soseki's (夢窓疎石) suggestion. When Buddhist services were held to commemorate the construction of the Tenryuji temple (天龍寺), criticism was heard from exoteric and esoteric 顯密 Buddhists, including The Buddhist monks of Enryakuji Temple (延暦寺). The Imperial Court and the Ashikaga (足利) Shogunate racked their brains to respond to this protest. In this paper, I describe the complex political situation of this time. Musō Soseki (夢窓疎石) spread the instruction of Zen Buddhism to Imperial Court society after this.

キーワード：天龍寺 (Tenryuji temple)、夢窓疎石 (Musō Soseki)、
光厳上皇 (Kōgon ex-emperor)、足利直義 (Ashikaga Tadayoshi)、
禪宗 (Zen)